

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年 11 月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900015号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900011号

第1 結論

請求者のA(現在は、B)における平成26年7月10日の標準賞与額を17万5,000円、同年12月10日の標準賞与額を41万5,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成1年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年7月

② 平成26年12月

Aに勤務していた期間のうち、平成26年7月及び同年12月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②(以下「請求期間」という。)について、請求者が保管する賞与に係る支給明細書及びAが年金事務所に提出した「事業主からの自主的な申出にかかる申出者リスト」(平成30年3月22日付け)により、請求者は、平成26年7月10日及び同年12月10日に賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は17万5,000円、請求期間②は41

万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。